

# 民法（親子法制）等の改正に関する中間試案に対するパブコメ

2021年4月21日

日本婦人団体連合会（婦団連）

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303

TEL 03-3401-6147

FAX 03-5474-5585

[Eメール fudanren@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:fudanren@cocoa.ocn.ne.jp)

## 第2 嫡出の推定の見直し等

### 1 嫡出の推定の見直し

#### 意見

離婚後300日以内に生まれた子は（元）夫の子とする嫡出推定制度を残し、母の再婚後の子だけを再婚した夫の子と推定する③案については問題がある。なぜなら、母が何らかの理由で再婚（法律婚）をしない、またはできない場合には前夫の子と推定されるため、母が出生届を出さず、無戸籍者の問題が継続するからである。

無戸籍者の問題解消のためには、嫡出推定制度そのものを撤廃すべきである。

現在、婚姻や家族の在り方は多様化している。血縁上の親子関係の確定が必要な場合はDNA鑑定で可能であり、そもそも嫡出推定は必要がない。

## 第3 女性の再婚禁止期間の見直し

民法第733条の削除に関する2案について

#### 意見

試案通り、再婚後に生まれた子は再婚した夫の子と推定するならば、再婚禁止期間は不要となり、民法733条は撤廃することになる。

## 第4 嫡出否認制度の見直し

#### 意見

DVなどの諸事情により前夫との関わりを持たない母にとっては、前夫を相手とする嫡出否認の申し立ては困難であるという問題がある。嫡出推定制度そのものを撤廃すれば否認制度も不要となる。